

愛媛県職員（ジョブ・リターン）採用試験案内

令和8年3月2日
愛媛県総務部総務管理局人事課

愛媛県職員採用（令和9年度採用）のための試験を次のとおり行います。

過去に愛媛県職員（技術職員）として勤務していたものの、育児、介護、転職等の様々な事情により退職した方を対象に、再度、愛媛県職員として採用する「ジョブ・リターン」採用を実施します。

- 受付期間 令和8年4月1日（水）8：30～12月21日（月）17：15
- 試験日 随時（申込みのあった方と個別に調整します。）
- 試験会場 愛媛県庁又は愛媛県中予地方局

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
ジョブ・リターン （技術職種）	若干名	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、愛媛県職員としての職務経験を活かして技術的業務に従事します。

※愛媛県職員としての職務経験を有する職種と同様の職種での採用となります。職務経験と異なる職種での採用を希望することはできませんので、ご了承ください。

※原則、退職時の職位（ただし、係長級以下）での採用となります。

2 受験資格

次の①～④を全て満たす者

- ①昭和40年4月2日以降に生まれた者
- ②日本の国籍を有する者
- ③地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- ④愛媛県の技術職種の正規職員（ただし、知事部局において採用された者に限る。）としての職務経験を有する者

※「技術職種」とは、いわゆる「行政事務」を除く主に技術的な業務に従事する職種を指します。退職時の職種が募集職種に該当するか不明な場合は、お問い合わせください。

※「正規職員」とは、期限の定めのないフルタイム勤務の職員を指します。臨時的任用職員や任期付職員等の期限の定めのある職員及び非常勤職員等のフルタイム勤務ではない職員は含みません。

※愛媛県職員としての実務経験年数や、愛媛県職員退職後の経過年数に係る制限はありません。

3 試験の方法等

試験は、次のとおり行います。

試験・検査種目	配点	試験の内容
面接試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

4 受験申込み

- 受験の申込みは、愛媛県人事課のホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）へアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

受付期間：令和8年4月1日（水）8：30～12月21日（月）17：15

※ 年度内で1回に限り受験可能です。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事課へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事課（089-912-2176）へ問い合わせてください）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください）。
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

5 受験票の交付

- (1) 試験日等を調整後、登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。この電子メールが届かない場合は、愛媛県人事課へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入のうえ、申込者本人が署名して、受験の際に必ず持参してください。

6 試験日、試験実施場所

試験日	場所
調整のうえ、おってご連絡します。	・愛媛県庁（愛媛県松山市一番町4-4-2） ・愛媛県中予地方局（愛媛県松山市北持田町132）

※集合時刻などの詳細は、受験票の交付の際に併せて、システムのマイページでお知らせします。マイページで確認ができない場合は、愛媛県人事課へ問い合わせてください。

7 合格発表

試験結果は、受験者全員に通知します。

8 採用日

原則として令和9年4月1日です。

ただし、欠員等の状況によっては、それ以前に採用される場合があります。

9 採用条件

令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第4条の規定により、児童等に接する業務の従事者については、特定性犯罪事実該当者であるか否かの確認（以下「犯罪事実確認」という。）を行う必要があります。このため、この試験の保健師、福祉、心理及び保育士の区分における最終合格者については、合格後、犯罪事実確認を行い、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されません。

※ 「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、同法第2条第7項及び第8項を参照してください。

10 勤務条件

① 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、採用前の経歴に

応じて決定されます。

なお、60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額は、その方に適用される給料表の職務の級・号給に応じた額に7割を乗じた額となります。

諸手当は、期末手当、勤勉手当が支給されます。

このほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

② 勤務時間・休日

- ・勤務時間は、原則として1週38時間45分です。
- ・休日は、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の日（12月29日から1月3日）です。

③ 休暇等

- ・有給休暇として、年間20日（採用年は、4月1日採用の場合は15日）の年次有給休暇のほか、結婚休暇、産前産後休暇、夏季休暇などの特別休暇があります。
- ・3歳未満の子を養育するため、育児休業をすることができます。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に下記12のお問い合わせ先へ直接おいください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開示内容	開示請求期間	開示場所
受験者本人	試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし基準に達しない試験がある場合は、順位に代えて当該試験名）	合格発表の日から1月間	総務部 総務管理局 人事課

12 お問い合わせ先

受験手続その他については、下記へお問い合わせください。

愛媛県総務部総務管理局人事課（愛媛県松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2176）